



変更設計に伴う設計単価の取扱いについて（通知）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:昭和54年9月10日

発管第167号
昭和54年9月10日

土木部各課長殿
各土木出張所長殿
鳥取・米子都市開発事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿
賀祥ダム建設事務所長殿

土木部長

変更設計に伴う設計単価の取扱いについて（通知）

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしたので遺憾のないよう措置してください。
ついては、昭和49年2月6日付発管第30号による通知は廃止します。

記

1. 当初設計で一括して発注できなかった隣接工区の工事で目的効用を変えることなく、かつ既契約工事と切り離すことが不適当な設計変更で処理する場合は変更契約時点における積算単価とする。（新工区新単価）
2. 当初設計に計上されていない工種を追加する場合は、変更契約時点又は監督員の指示時点における積算単価とする。（新工種新単価）
3. 上記の取扱いについて、疑義を生じた場合については、各事業主管課と協議すること。